

令和元年7月3日

医療法人くろえクリニック
理事長 黒江 和斗氏代理人
堂免法律事務所
弁護士 堂免 修先生
弁護士 久留 倫太郎先生

首都圏青年ユニオン連合会
本部

東京都港区三田1-7-1 パークコート麻布十番ザ・タワー1608
マレーシア支部

UNIT NO.2-22-2,

The Ritz-Carlton Residence Kuala Lumpur, Laman Sentral Berjaya, No, 105,
Jalan Ampang 50450 Kuala Lumpur.

カンボジア支部

253, NA, NA, Sansam Kosal Pir, Boeng Tumpun1, Mean Chey, Phnom Penh

執行委員長

書記長

組合員

貴職ら作成の令和元年6月28日付受任通知について

貴職らより、医療法人くろえクリニック（以下、「貴法人」といいます）と当該組合員との労使関係に関する交渉につき受任をした旨の通知を拝受いたしました。

貴職らは、当労働組合のホームページ上の記載について『「名誉棄損（刑法230条1項）」にも該当しかねない悪質な行為』と断じております。

しかし、当方は当該組合員からの慎重な事情聴取に基づき貴法人において繰り返し行われていたパワーハラスメントの具体的事実の存在を確認し、当該事実を公益に図る目的で掲載するものであり、貴職ら指摘の違法性は何ら存在しません。貴職らは名誉棄損罪に該当すると考えうるほど事実関係の調査を完了していながら、一方で当労働組合からの要求事項に対しては受任直後であり何らの回答できないと、徒に回答を引き延ばす目的で猶予を求めており、これは当労働組合の要求に対する極めて不誠実な対応であることは明らかです。

したがって、貴職らにおいては、当労働組合に対して名誉棄損云々を批判する前に、当労働組合の要求に対する誠実な回答を行うことを厳に求めます。

上記に加え、当労働組合としては、当該組合員が今もなお貴法人から受けた各種パワーハラスメントのために苦しんでおり、謝罪すらない状態に心を痛めている以上、漫然と貴職からの回答を待つとすることは致しかねます。前期の通り、貴職らにおいては当労働組合のホームページの記載内容を名誉棄損罪に該当すると判断するほどには事実確認ができています以上、特段の猶予は必要なく、どんなに遅くとも令和元年7月8日（月）（必着）までに具体的な回答をするよう要求いたします。

以上